

行田市重度心身障害者医療費助成条例

(目的)

第1条 この条例は、重度心身障害者に対し、医療費の一部を助成することにより、重度心身障害者の保健の向上を図り、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該身体障害者手帳を所持していない者で身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）に規定する障害程度の等級が1級、2級又は3級の障害を有するもの
- (2) 埼玉県療育手帳制度要綱（平成14年埼玉県告示第1365号）に規定する療育手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該療育手帳を所持していない者で同要綱に規定する（（A））、A又はBの障害を有するもの
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該精神障害者保健福祉手帳を所持していない者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級の障害を有するもの
- (4) 満65歳以上75歳未満の者であつて、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）別表で定める程度の障害の状態にある旨の埼玉県後期高齢者医療広域連合の認定を受けているもの
- (5) 満75歳以上の者であつて、高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表で定める程度の障害の状態にある旨の市長の認定を受けているもの

2 この条例において「医療費」とは、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）、規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）その他医療に関する法令に規定する医療に要する費用をいう。

3 この条例において「一部負担金」とは、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、社会保険各法その他の法令の規定による医療給付があつたときの療養に要する費用の額から保険給付、食事療養標準負担額、生活療養標準負担額、法令又はそれに準ずる規定による給付及び保険者が給付する附加給付を控除した額をいう。ただし、交通事故等により第三者からの賠償とし

て支払われる医療費に係るものは除く。

(対象者)

第3条 この条例による医療費の助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、国民健康保険法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律に規定する被保険者又は社会保険各法に規定する被保険者、組合員若しくは加入者及びそれらの被扶養者である重度心身障害者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 市内に住所を有する者（次に掲げる者を除く。）

ア 他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条又は第30条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、障害者支援施設等又は指定医療機関に入所又は入院している者（共同生活援助を行う住居への入居者を含む。）

イ 他の市町村が、身体障害者福祉法第18条第1項の規定により、共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者

ウ 他の市町村が、身体障害者福祉法第18条第2項の規定により、障害者支援施設等又は指定医療機関に入所又は入院を委託している者

エ 他の市町村が、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4の規定により、共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者

オ 他の市町村が、知的障害者福祉法第16条第1項の規定により、障害者支援施設等に入所させてその更生援護を行うことを委託している者

カ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の2第1項の規定による障害児入所給付費の支給を受け、指定障害児入所施設等に入所している者（対象者が18歳以上の者にあつては、当該対象者が満18歳となる日の前日に当該対象者の保護者であつた者（以下「保護者であつた者」という。）が市内に住所を有していた者を除く。ただし、当該対象者が満18歳となる日の前日に保護者であつた者がいないか、保護者であつた者が住所を有しないか、又は保護者であつた者の住所が明らかでない場合は、当該対象者の所在が満18歳となる日の前日において市内にあつた者を除く。対象者が18歳未満の者にあつては、当該対象者の保護者が障害児入所給付費の支給を受け市内に住所を有する者を除く。ただし、当該対象者の保護者が住所を有しないか、又は当該対象者の保護者の住所が明らかでない場合は、保護者の所在地が市内にある者を除く。）

キ 国民健康保険法第116条の2の規定により、他の市町村の区域内に住所を有するとみなされる者

ク 高齢者の医療の確保に関する法律第55条及び第55条の2の規定により、後期高齢者医療広域連合（埼玉県後期高齢者医療広域連合は除く。）が行う後期高齢者医療の被保険者である者

(2) 本市から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条又は第30条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、本市の区域外に設置されている障害者支援施設等、指定医療機関又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）に入所又は入院している者（共同生活援助を行う住居への入居者を含む。）

(3) 本市が、身体障害者福祉法第18条第1項の規定により、本市の区域外に設置されている共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者

(4) 本市が、身体障害者福祉法第18条第2項の規定により、本市の区域外に設置されている障害者支援施設等又は指定医療機関に入所又は入院を委託している者

(5) 本市が、知的障害者福祉法第15条の4の規定により、本市の区域外に設置されている共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者

(6) 本市が、知的障害者福祉法第16条第1項の規定により、本市の区域外に設置されている障害者支援施設等又はのぞみの園に入所させてその更生援護を行うことを委託している者

(7) 埼玉県から児童福祉法第24条の2第1項の規定による障害児入所給付費の支給を受け、本市の区域外に設置されている指定障害児入所施設等に入所している者（対象者が18歳以上の者にあつては、当該対象者が満18歳となる日の前日に保護者であった者が市内に住所を有していた者に限る。ただし、当該対象者が満18歳となる日の前日に保護者であった者がいないか、保護者であった者が住所を有しないか、又は保護者であった者の住所が明らかでない場合は、当該対象者の所在が満18歳となる日の前日において市内にあつた者に限る。対象者が18歳未満の者にあつては、当該対象者の保護者が障害児入所給付費の支給を受け市内に住所を有する者に限る。ただし、当該対象者の保護者が住所を有しないか、又は当該対象者の保護者の住所が明らかでない場合は、保護者の所在地が市内にある者に限る。）

(8) 国民健康保険法第116条の2の規定により、本市の区域内に住所を有するとみなされる者

- (9) 高齢者の医療の確保に関する法律第55条の規定により、埼玉県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者である者で、同条に規定する入院、入所又は入居前に市内に住所を有していたもの
- (10) 高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2の規定により、埼玉県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者である者で、本市の区域内に住所を有するとみなされるもの
- (11) その他市長が特に必要があると認めた者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者
- (2) 児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている者
- (3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けている者
- (4) 重度心身障害者となった年齢が満65歳以上の者（前条第1項第4号又は第5号に規定する重度心身障害者で、満65歳に達する日の前日までに高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表で定める程度の障害の状態にあり、その旨の市長の認定を受けたものを除く。）

（受給資格の登録）

第4条 医療費の助成を受けようとする対象者は、重度心身障害者医療費受給資格の登録を受けなければならない。

（助成）

第5条 市長は、前条の規定により受給資格の登録を受けた者（以下「受給資格者」という。）に係る医療の一部負担金（第2条第1項第3号に規定する重度心身障害者が医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号に規定する精神病床に入院したときの一部負担金を除く。以下同じ。）について、助成金を支給するものとする。ただし、受給資格者の責めにより過分の自己負担額があるときは、当該額については対象としない。

2 前項の規定にかかわらず、受給資格者の前年（前条の規定により1月から9月までの間に受給資格の登録を受ける場合にあつては、前々年）の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下この項において「政令」という。）第7条に規定する額を超えた場合は、当該受給資格者に係る規則で定める期間の医療の一部負担金について、助成金を支給しない。この場合において、当該所得の範囲は政令第4条に規定する所得の範囲とし、所得の

額の計算方法は政令第5条の例によるものとする。

- 3 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、受給資格者の所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた場合は、当該受給資格者に係るその損害を受けた日から翌年の9月30日までの医療の一部負担金については、前項の規定を適用しない。

（助成の方法）

第6条 医療費の助成は、受給資格者又はその保護者（受給資格者を現に監護する者として登録されたものをいう。以下同じ。）の請求により行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、受給資格者が市長の指定する医療機関等で医療を受けた場合には、当該医療に係る重度心身障害者医療費を受給資格者又はその保護者に代わって当該医療機関等に支払うことができる。
- 3 前項の規定による支払があったときは、当該医療を受けた受給資格者又はその保護者に対して、助成金の支給があったものとみなす。

（届出の義務）

第7条 受給資格者は、受給資格を喪失したとき又は受給資格の登録事項に変更があったときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

- 2 受給資格者は、所得の状況について市長に届け出なければならない。

（譲渡又は担保の禁止）

第8条 医療費の助成を受ける権利は、他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（助成費の返還）

第9条 市長は、偽りその他の不正行為により、この条例による医療費の助成を受けた者があるとき、又は他の法令等により医療費の支給を受けた者があるときは、その者から既に助成した金額の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和50年10月1日から施行する。

(南河原村の編入に伴う経過措置)

- 2 南河原村の編入の日（以下「編入日」という。）前に、南河原村重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和50年南河原村条例第25号。以下「南河原村条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 前項の規定にかかわらず、編入日前に、南河原村条例の規定の対象となる者の同日前までの診療に要した医療費の取扱いについては、なお南河原村条例の例による。

附 則（昭和53年9月29日条例第33号）

この条例は、昭和53年10月1日から施行する。

附 則（昭和58年3月24日条例第10号）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の行田市重度心身障害者医療費助成条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和58年2月1日から適用する。

(適用)

- 2 改正後の条例の規定は、昭和58年2月1日以後に受けた医療に対して支払った一部負担金等に係る助成から適用する。

附 則（昭和59年12月26日条例第38号）

この条例は、昭和60年1月1日から施行する。

附 則（平成10年6月24日条例第22号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定中第6条第2項を削る部分及び第3条の改正規定中第6条第2項を削る部分は、平成10年7月1日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正部分を除く。）による改正後の行田市老人医療費助成条例等の規定は、平成10年1月1日から適用する。

附 則（平成13年9月28日条例第26号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の行田市重度心身障害者医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に要した医療費について適用し、同日前の診療に要した医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成14年9月30日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年12月19日条例第31号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の行田市子ども医療費支給条例、行田市重度心身障害者医療費助成条例及び行田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に要した医療費について適用し、同日前の診療に要した医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成17年12月27日条例第80号）

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日条例第11号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の行田市重度心身障害者医療費助成条例の規定により受給資格の登録を受けている者は、改正後の行田市重度心身障害者医療費助成条例の規定により受給資格の登録を受けている者とみなす。

附 則（平成18年9月29日条例第36号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の行田市重度心身障害者医療費助成条例の規定により受給資格の登録を受けている者は、改正後の行田市重度心身障害者医療費助成条例の規定により受給資格の登録を受けている者とみなす。

附 則（平成20年3月28日条例第8号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に第3条第1項第8号の規定により受給資格の登録を受けている者が、同日以後期高齢者医療制度に加入したことにより、同条に規定する対象者でないこととなった場合においても、現在入所している施設等を退所するまでの間は、同条に規定する対象者とみなす。

附 則（平成20年 7 月 1 日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 3 条第 2 項第 3 号の規定は、平成20年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成21年 3 月31日条例第16号）

この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条中行田市重度心身障害者医療費助成条例第 9 条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年 3 月27日条例第13号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に受給資格の登録を受けている者は、改正後の第 3 条に規定する対象者でないこととなった場合においても、現在入所している施設等を退所するまでの間は、同条に規定する対象者とみなす。

附 則（平成25年 3 月29日条例第 9 号）

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の 2 第 2 号の改正規定（「第 5 条第12項」を「第 5 条第11項」に改める部分に限る。）、第 2 条中行田市高齢者等介護慰労手当支給条例別表第 3 の改正規定（「第 5 条第12項」を「第 5 条第11項」に改める部分に限る。）、第 3 条中行田市重度心身障害者医療費助成条例第 3 条第 1 項第 1 号ア、イ及びエの改正規定（「又は共同生活介護」を削る部分に限る。）、同項第 2 号の改正規定（「又は共同生活介護」を削る部分に限る。）並びに同項第 3 号及び第 5 号の改正規定並びに第 4 条中行田市消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の改正規定（「第 5 条第12項」を「第 5 条第11項」に改める部分に限る。）は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 9 月26日条例第25号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 2 項第 3 号の改正規定は、平成26年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、平成26年12月31日時点で重度心身障害者（改正後の第 2 条第 1 項第 3 号に規定する重度心身障害者を除く。）であった者については、改正後の第 3 条第 2 項第 4 号の規定は適用しない。

附 則（平成29年 3 月17日条例第16号）

この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 3 月26日条例第11号）

この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 9 月25日条例第16号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の第 4 条の規定により受給資格の登録を受けている者に対する医療費の助成については、令和 4 年 9 月30日までの間は、改正後の第 5 条第 2 項及び第 3 項並びに第 7 条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前に受給資格の登録の申請をした者に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

（行田市個人番号の利用に関する条例の一部改正）

- 4 行田市個人番号の利用に関する条例（平成27年条例第28号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）